

彦根市庁舎広告付き庁舎案内板設置事業に係る公募型プロポーザル実施要項

1 事業の目的

彦根市では、来庁者にわかりやすい庁舎案内や周辺施設案内等の情報発信を目的として、広告付き庁舎案内板（以下「案内板」という。）を設置しています。

本プロポーザルは、現在の案内板が協定期間満了となるため、今後の設置事業者の選定にあたり、案内板の仕様、保守管理体制、広告掲載料などにおいて、最も優れた提案を行った事業者を選定するため、実施するものです。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

彦根市庁舎広告付き庁舎案内板設置事業

(2) 事業内容

別添「彦根市庁舎広告付き庁舎案内板設置事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで

(4) 案内板を設置する施設

彦根市役所本庁舎（彦根市元町 4 番 2 号）

(5) 費用負担

事業者は、民間企業等から広告主を募集し、案内板に広告を掲載することで得られる広告収入により、案内板の設置および維持管理に係る経費を賄うものとします。

3 参加資格要件

本プロポーザルには、次の要件を全て満たす法人に限り参加することができます。

- (1) 令和 7 年度彦根市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第 104 号)に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 納税義務者にあつては、国税および地方税について滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 平成 27 年 4 月以降に、国または地方公共団体における広告付き庁舎案内板設置事業の実績があること。

4 実施スケジュール

| 項目 | 日程 |
|---------------|---------------------|
| プロポーザル実施公告 | 令和7年6月5日(木) |
| 質問書提出期限 | 令和7年6月17日(火) 午後4時まで |
| 質問書回答期日 | 令和7年6月24日(火) |
| 参加意思表明書等提出期限 | 令和7年7月1日(火) 午後4時まで |
| 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月8日(火) 午後4時まで |
| 審査(プレゼンテーション) | 令和7年7月15日(火) |
| 審査結果通知 | 令和7年7月下旬 |

※ 本件に関する説明会は実施しません。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年7月1日(火) 午後4時(必着)
- (2) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は、書留郵便に限ります。)
- (3) 提出場所 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市役所 総務部 公有財産管理課(本庁舎2階)
- (4) 提出書類

| 書類名 | 様式等 | 提出部数 |
|------------------|--------------|------------------|
| 参加表明書 | 様式第1号 | 原本1部 (クリップ留め) |
| 会社概要書 | 様式第2号(任意様式可) | |
| 登記事項証明書(商業登記簿謄本) | ※写し可 | 写し8部 |
| 事業実績表 | 様式第3号 | (ホッチキス留め) |

- (5) 提出書類の記載に関する留意事項

ア 様式規格は、A4規格・縦のみとし、A3規格の折り込みは不可とします。

イ 文字サイズは、11pt以上とします。

ウ 提出書類に係る用語は、日本語に限ります。

エ 各提出書類は、次のとおり記載してください。

- (ア) 参加表明書(様式第1号)

必要事項を記載し、入札参加資格者登録時に届けた代表者印を押印してください。

- (イ) 会社概要書(様式第2号) ※任意様式可

・会社名、所在地、ISO等取得状況等を記載してください。

・企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出してください。

(ウ) 登記事項証明書(商業登記簿謄本) ※写し可

令和7年4月1日以降に発行された登記事項証明書

(エ) 事業実績表(様式第3号)

・平成27年4月以降の国または地方自治体における広告付き庁舎案内板設置事業の実績を記載してください。

・記載した実績を証明できる書類(契約書、協定書等の写し)を1部提出してください。

(6) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 提出期限後における提出書類の再提出は認めません。

ウ 本市は、提出書類について、参加資格の確認、審査および選定以外に使用しません。

エ 提出書類は返却しません。

6 プロポーザルおよび仕様書に対する質問および回答

プロポーザルおよび仕様書に対する質問については、「質問書(様式第4号)」に記載の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限 令和7年6月17日(火)午後4時

(2) 提出方法 電子メールにデータを添付し、「13 問合せ先」に記載のメールアドレス宛てに送信してください。なお、メールの件名は「プロポーザル質問書(事業者名)」としてください。

(3) 回答方法 令和7年6月24日(火)に本市ホームページにおいて公表します。

(4) その他

ア 質問の内容について、本市から確認の連絡をする場合があります。

イ プロポーザルの公平性を保てないと判断された質問へは回答しない場合があります。

ウ 公表した回答をもって、実施要項等の追加または修正があったものとみなします。

エ 提出期限以降に提出された質問および公表した回答に対する再質問は受け付けません。

7 企画提案書等の提出

企画提案にあたっては、企画提案書等を次のとおり提出してください。

(1) 提出期限 令和7年7月8日(火)午後4時(必着)

(2) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は、書留郵便に限ります。)

- (3) 提出場所 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市役所 総務部 公有財産管理課 (本庁舎2階)

(4) 提出書類

| 書類名 | 様式等 | 提出部数 |
|----------|-------|--------------------------------|
| 企画提案書 | 様式第5号 | 1部 ※代表者印を押印したもの |
| 企画提案資料 | 任意様式 | 原本1部 (クリップ留め) 写し8部 (ホチキス留め) |
| 広告掲載料提案書 | 様式第6号 | 原本1部 写し8部 |

(5) 企画提案資料の記載に関する留意事項

- ア A4規格・縦とします。ただし、スケジュールや図表等でA3規格の折り込みを使用していた
だいても構いません。
- イ ページ数は特に定めませんが、審査に支障をきたすような膨大な資料は慎んでいただき、
提案意図を明確に伝えることができる適切な量にまとめてください。
- ウ 文字サイズは11pt以上とします。
- エ 図、絵、写真の使用は可とします。
- オ 使用する言語は日本語に限ります。
- カ 企画提案資料には、参加者を特定できる名称を表示しないでください。

(6) 企画提案資料の内容

次の内容について記載してください。

ア 案内板の仕様

規格、設置方法、操作方法等について記載してください。また、寸法やデザイン等が分かるイメージ図を示してください。

イ 広告の運用方法

民間企業等の広告の募集方針および広告の掲載方法等について記載してください。

ウ 案内板の保守管理体制

案内板の保守、維持管理体制、故障および緊急時の対応方法について記載してください。

エ 独自提案

市民サービスの向上が期待できる機能等に関する独自提案について記載してください。

(7) 広告掲載料提案書の記載方法

- ア 「広告掲載料提案書 (様式第6号)」に市に納付いただく広告掲載料 (消費税および地方
消費税を含む。)を年額で記載してください。
- イ 通貨単位は円とします。

(8) その他

- ア 企画提案に係る費用は、全て参加者の負担とします。
- イ 提出後における提出書類の差替えおよび再提出は一切認めません。

- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出書類は審査および選定以外に使用しません。
- オ 企画提案は、1事業者につき1案とします。
- カ 事業者の都合により本プロポーザルの参加を辞退することとなった場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出してください。

8 審査の実施

企画提案の内容について、参加者からのプレゼンテーションによる審査を実施します。なお、審査については、本市職員で組織する「彦根市庁舎広告付き庁舎案内板設置事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行います。

- (1) 日 時 令和7年7月15日（火） ※詳細な時間等は、別途通知します。
- (2) 場 所 彦根市役所 会議室2-1（予定）
(彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎2階)
- (3) 時間構成 30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- (4) 審査委員 市職員5人程度
- (5) 評価点 評価点の合計は100点とし、評価項目および配点は次表のとおりとします。

| No. | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----|------------|---|-----|
| 1 | 案内板の仕様 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の要求する仕様を満たしている提案となっているか。 ・表示内容やタッチパネルの操作方法等が来庁者にとって分かりやすく、適切なものであるか。 ・市で更新が可能な行政情報については、職員の負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているか。 | 40点 |
| 2 | 広告の運用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告主の募集方針や掲載方法は適切であるか。 ・苦情やトラブルに対処できる体制が整えられているか。 | 20点 |
| 3 | 案内板の保守管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検が適切に実施できる体制を備えているか。 ・案内板運用後のフォロー体制が整えられているか。 ・故障や緊急時に適切な対応が期待できるか。 | 15点 |
| 4 | 独自提案 | 市民サービスの向上が見込まれる機能や設備等に関する提案が、独自性のある優れたものであるか。 | 15点 |
| 5 | 広告掲載料 | 各参加者から提案された金額のうち、最高提案金額を10点満点とし、次の算定式により評価します。 評価点＝10点×提案金額／最高提案金額 ※小数点以下、切り捨て | 10点 |

(6) 留意事項

- ア 参加者からの出席者は、3名までとします。
- イ プレゼンテーションで使用する機器については、参加者で準備してください。ただし、プロジェクター、スクリーン、レーザーポインターについては市で準備します。
- ウ プレゼンテーションの際、参加者を特定できる名称を使用してはいけません。
- エ 不測の事態により、審査方法を変更することがあります。なお、その場合は別途通知します。

9 設置事業者の選定・通知

- (1) 審査委員会による審査の結果、評価点の合計点数が最も高い事業者を最優秀事業者、次に合計点数が高い事業者を次点事業者として選定します。ただし、評価点の合計点数が60点未満の場合は設置事業者として選定しません。
- (2) 合計点数が同じ参加者が2者以上ある場合は、くじにより順位を決定します。
- (3) 審査の結果は全ての参加者（辞退した事業者を除く。）に対して文書により通知します。また、本市ホームページにおいて最優秀事業者を公表します。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとします。

10 協定の締結

- (1) 本実施要項9により最優秀事業者として選定した者と彦根市庁舎広告付き庁舎案内板設置事業に関する協定の締結に向けた交渉を行います。
- (2) 最優秀事業者との交渉が不調となった場合は、次点事業者と協定の締結に向けた交渉を行うこととします。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに対する参加者からの個別の説明対応に係る申し出は、受け付けません。
- (2) 提出期限以降の書類の提出は認めません。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者の瑕疵によるものではなく、かつ、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとします。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属することとします。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

- (4) 本プロポーザルに関する公文書公開請求があった場合は、彦根市情報公開条例（平成14年12月27日条例第56号）に基づき、提出書類を公開することができるものとします。ただし、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、非公開とする場合があります。
- (5) 本プロポーザルの公告から契約の締結までの期間中、本事業に関する本市への営業行為を禁止します。

13 問合せ先

彦根市総務部公有財産管理課 担当：安居

〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎2階

電 話 0749-30-6114

FAX 0749-30-6147

E-mail koyuzaisan@ma.city.hikone.shiga.jp